令和６年１０月分より
児童手当制度の内容が変わります

問合せ
子ども未来・医療給付係32-2216

令和６年６月５日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、制度内容が下記のとおり変更となります。

	改正前（令和６年９月分まで）	改正後（令和６年10月分から）
支給対象	中学校終了前までの児童を養育している方 ※15歳到達後の最初の年度末まで	高校生年代までの児童を養育している方 ※18歳到達後の最初の年度末まで
所得制限	あり　●所得制限以上で特例給付 ●所得上限以上で支給なし	なし
手当月額	●３歳未満・・・・・・・・・・・・15,000円 ●３歳～小学校修了まで 第１子・第２子・・・・・・・10,000円 第３子以降・・・・・・・・・・15,000円 ●中学生・・・・・・・・・・・・・・10,000円 ●所得制限限度額以上・・・5,000円 所得上限限度額未満　（特例給付） ●所得上限限度額以上　支給なし	●３歳未満 第１子・第２子・・・・・・・15,000円 第３子以降・・・・・・・・・・30,000円 ●３歳～高校生年代 第１子・第２子　10,000円 第３子以降　30,000円
第３子以降の算定	高校生年代までの児童をカウント （18歳到達後の最初の年度末まで）	大学生年代までの児童をカウント ※22歳到達後の最初の年度末まで ※高校卒業後のお子さんは、受給者が監護相当・生計費を負担している場合
支給月	３回（２月・６月・10月） 各前月までの４カ月分を支払い	６回（２月・４月・６月・８月・10月・12月） 各前月までの２カ月分を支払い

（例）20歳、17歳、14歳、11歳の４人お子さんを養育している場合

20歳（第１子）、17歳（第２子）、14歳（第３子）、11歳（第４子）と数え、17歳：10,000円、14歳：30,000円、11歳：30,000円が支給されます。

※金額の変更が反映される令和６年10月・11月分の支給は、令和６年12月定期支給日となります。
※令和６年10月定期支給は今までの金額です。

制度改正に伴う申請について

【申請が必要な方】

1. 現在、児童手当の支給を受けていない高校生年代のお子さん（平成18年４月２日から平成21年４月１日までに生まれた方）のみを養育している方
2. 現在、所得上限限度額超過により支給を受けていない方
3. 大学生年代のお子さん（平成14年４月２日から平成18年４月１日までに生まれた方）がいて、年齢順にその子を１人目と数えたとき、高校生年代以下のお子さんが３人目以降となる方
4. 高校生年代のお子さんを住民登録上、支給対象であることを確認できない方

※赤平市外に住民登録されている方、受給者と別世帯の方など。

【申請方法】

◍上記1 2 3に該当し、住民票上で、申請が必要な方に該当すると確認できる方	➡９月中に申請書を送付いたします。
◍上記4に該当し、住民票上で要件が確認できない場合など	➡申請が必要となりますのでお問合せください。

※公務員の方は、職場で手続きが必要となりますのでご確認ください。

information
年金

問合せ
戸籍年金係　☎32-1823
砂川年金事務所　☎52-2144

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

新たに対象となる方には、日本年金機構から９月初旬ころにお知らせを送付します。

令和７年１月６日までに請求手続きが完了すると、令和６年10月分からさかのぼって受け取ることができます。受け取りにはお知らせに同封の請求書（はがき）の提出が必要なので、記入してすみやかにご提出ください。

対象となる方

◆老齢基礎年金を受給し、以下の要件をすべて満たしている方
- 65歳以上
- 世帯員全員が市町村民税が非課税
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

◆障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、以下の要件を満たしている方
- 前年の所得額が約472万円以下

ご案内や事務手続き
- 日本年金機構（年金事務所）
- ナビダイヤル☎0570-05-4092
- 特設サイトはコチラから

information
市税など収納向上

問合せ
納税係　☎32-2219

税金などの納付について、相談はありませんか？

納め忘れや徴収担当職員との約束や連絡を忘れるなど、「うっかり」や「つい」はありませんか。

小額だからと放っておくと、滞納額が膨らみ、どうにもできなくなってしまいます。

未納がある方には、督促状、文書催告などの催告を行ないます。それでも未納が続く場合は、勤務先や各金融機関へ調査し、給料や預貯金、所有している自動車の差し押えを行ないます。場合によっては、家宅捜索を行なうこともあります。

また、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は、負担能力があると認められた場合や故意に滞納していると判断された場合、医療機関で受診の際は、一旦全額自己負担（10割負担）となり、その後国保担当窓口で払い戻し手続きを行なうこととなりますが、払い戻しの一部または全額を差し押える場合があります。

災害など特別な事情で、納期限までに納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

◇今月の納税　納期限　９月30日㈪まで

税　目	期	相談窓口
固定資産税	第３期	納税係☎32-2219
国民健康保険税	第３期	国保賦課徴収係☎32-2214
後期高齢者医療保険料	第３期	国保賦課徴収係☎32-2214

ハロウィンジャンボ宝くじ・ハロウィンジャンボミニ

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。ハロウィンジャンボは、インターネットで購入もできます。

発売期間
９月17日㈫～10月17日㈭
各１枚　300円

抽せん日　10月25日㈮

◆ハロウィンジャンボ宝くじ
「１等・前後賞合わせて５億円」
- １等　３億円×12本
- １等の前後賞各　１億円×24本

※発売総額360億円・12ユニットの場合

◆ハロウィンジャンボミニ
「１等・前後賞合わせて５千万円」
- １等　３千万円×50本
- １等の前後賞各　１千万円×10

※発売総額150億円・５ユニットの場＿